

白井市心身障害者福祉連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の障害者関係団体の育成を図るため、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で白井市心身障害者福祉連絡協議会に対し補助金を交付する。

(申請)

第2条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、白井市中心身障害者福祉連絡協議会事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書 (2) 収支予算書

(3) 会則

(実績報告)

第3条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了後速やかに白井市中心身障害者福祉連絡協議会事業補助金実績報告書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書 (2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の請求)

第4条 規則第14条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、白井市中心身障害者福祉連絡協議会事業補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第5条 規則第15条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、白井市中心身障害者福祉連絡協議会事業補助金概算払請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

